

パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

2 適正立地に関すること

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
1	大型店の郊外出店で今回のガイドラインは歯止めとして有効と思う原案通り進めてほしい。	ガイドラインに賛同するご意見と受け取らせていただきます。	1
2	大型店は資本力で出店し売上が落ちると撤退してしまうので、街づくりのガイドラインに賛成します。		1
3	大店舗の出店が止まるのは大いに評価できるのでガイドライン案には賛成である。		1
4	大型店はこれ以上必要ない。ガイドライン(案)に賛成である。		1
5	大規模集客施設の立地規制を行う原案通り賛成。		1
6	大型店の郊外出店で今回のガイドラインは歯止めとして有効と思う。大型店はこれ以上必要ない。大規模集客施設の立地規制を行う原案通り賛成する。		1
7	もう大型店はいらぬ。街づくりガイドライン(案)に賛成する。		1
8	人々の関わり、生活との密着が地域(町)の発展を支えてきた。そこへ資本の論理だけで進出した大型店に町は壊されてきた。このようなことに歯止めをかけなければ暮らしのある町は無くなってしまふ。今回のガイドラインは町の疲弊の歯止めとして有効だと思う。		1
9	まちの疲弊は、都市の肥大化によるところが大きい。その一因が大型店の郊外出店であると考えられる。今回のガイドラインはまち疲弊の歯止めとして有効だと思われるので原案通り進めてほしい。		1
10	大規模集客施設の立地規制を行うことは地球温暖化など環境面からも有効な手立てと考えられるので原案通り進めてほしい。		1
11	まちの疲弊は、都市の肥大化によるところが大きい。その一因が大型店の郊外出店であると考えられる。今回のガイドラインはまち疲弊の歯止めとして有効だと思われるので原案通り進めてほしい。		1
12	大規模小売店舗等の立地を誘導すべき地域を定めるにあたり、市町村独自の商業や街づくりに関する振興計画等が、当該市町村の現状に適合するものか、また、まちづくり三法の趣旨に合致するものかどうかのチェック機関の設置を求める。	各市町村における大規模小売店舗の適正立地にあたって、本ガイドラインでは「独自の商業や街づくりに関する振興計画等により大規模小売店舗等の立地を誘導すべき地域を定め」との考え方を示していますが、これら計画等が各市町村地域の現状を踏まえたもので、なおかつ地域住民や事業者等の参画のもとで検討されることは不可欠なものと考えます。県において「商業・まちづくり協議会(仮称)」を設置して、各市町村地域のこれら計画等と大規模小売店舗の適正立地の考え方との整合などを広域的にチェックできるよう必要な指導・助言をしてまいります。	162
13	各市町村が、大規模小売店舗等の立地を誘導する場合には、中心市街地全体及び地域全体の活性化を促すため、地域商業振興に対する重点施策を明確化することを義務付けること。		164
14	各市町村が大規模小売店舗等の立地を誘導すべき地域の検討・設定をする際には、地元住民代表・事業者代表等の参画を義務付けること。		164
15	「準工業地域への大規模集客施設の立地を原則として抑制することが望ましい」となっているが、各市町村に対して準工業地域への大規模集客施設の立地を抑制することを明確化させることを要望する。		188
16	周辺市町村も参画する「商業・まちづくり協議会(仮称)」の設置が記述されているが、「商業・まちづくり協議会(仮称)」への事業者団体の参画を要望する。	「商業・まちづくり協議会(仮称)」については、分掌すべき事項や構成機関などにつき今後検討していくこととなりますが、市町村からの要望等により、商工会、商店街振興組合等の地域商業団体にも関与いただけるような方向で検討してまいります。またこの協議会は任意の協議会ではありますが、ここで合意されたものについては、構成市町村において実施していただけるものと考えております。	179
17	市町村の要望に応じて「商業・まちづくり協議会(仮称)」を設置することとなっているが、「商業・まちづくり協議会(仮称)」への当該市町村の参画の義務化を求める。		169
18	「商店・まちづくり協議会(仮称)」の指導力あるいは強制力の付与を要望する。		169
19	「商業・まちづくり協議会(仮称)」には商工会議所や商店街組織を加えるべきである。		1
20	「商業・まちづくり協議会(仮称)」には、商工会を加えるべきである。		1
21	市町村に対して、中心市街地の商業まちづくり条例を制定するなどして、まちづくり計画を明確に示す必要があることを促していただきたい。	市町村に対して、中心市街地へ集中を図るべき都市機能、とりわけ商業機能を中心に、県がその適正立地に関する考え方を示すことで、市町村がまちづくりに対する考え方を示すとともに、立地の誘導と抑制のための市町村の自主的な取組を促していきたいと考えます。	1
22	「中心市街地」って郡部からしてみるといったいどこか。町内のことか、又は隣接している名古屋市のことか。	中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域で、市町村ごとに活性化の必要がある地域と考えます。	1
23	準工業地域における出店計画は、都市計画としての観点を重視し、道路網の整備が整ったから届出を受理するといった行動を取らせるべきでない。	届出の受理はそれぞれの法律に定められた要件に基づき行っており、それ以外の理由で届出を拒むことはできません。	1

パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

2 適正立地に関すること

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
24	準工業地域等において、既存大規模小売店が退店した場合、まちづくり計画において一度、既得権的売り場面積を一旦返上させ、中心市街地の機能を再回復させるような施策展開が求められる。	大規模小売店舗等の立地が規制された地域において、既存店舗が撤退したとしても、建物がそのままであれば、小売店としての営業を拒むことはできません。	1
25	町に都市計画によるまちづくり計画策定を義務づける(最低でも5ヵ年計画)	都市計画法では、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくため、市町村の都市計画に関する基本的な方針「市町村マスタープラン」を定めることとしています。	1
26	住民は戸建てを持てるようになり、マイカーが一家に一台の時代になった。そうすると、駅前の商店街に寄ることはなく、駅又は会社まで、マイカー出勤するようになった。そんな状態にもかかわらず、商店街には旧態どおりの売り方で、駐車場もない小売店などで、薄利多売も出来ず、地代も上がり、近くには住民も住んでない状態では、中心市街地を活性化しようとしても無理があり、中心市街地に昔ながらの商店街は必要ない。	近く到来するであろう本格的な少子・高齢化社会を展望するとき、高齢者を始めとして誰もが自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らすことのできるコンパクトなまちづくりが求められております。本ガイドラインは大規模小売店舗の適正立地などを始めとして、中心市街地に機能の集中を図り、商店街などを中心としたにぎわいあふれるまちの実現に向けて策定するものです。	1
27	大型店が近くにあると便利。内容を見ると、開店までに時間もかかり、大型店を規制しようとしているのではないかと思える。	本ガイドラインは、大型店の出店を規制しようとするものではなく、まちづくりの観点から適正立地を図るとともに、出店に際しての事前協議のルール化、自主的な地域貢献の促進を目的として策定するものです。	1
28	「まちづくり」が、もしもシャッター通りになっている商店街を守ることでしたら、とんでもない勘違いだ。県は大型店側の言い分を聞いたのか。県民の意見を聞いたのか。新しい大型店ができれば、買う場所の選択肢が増えて楽しい。大型店ができる場所を押さえることには、大反対である。	本ガイドラインは、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトで賑わいあるまちを実現するために、中心市街地に様々な機能を誘導することを目的としており、その中でも影響の大きい大規模小売店舗等の適正立地を図るものです。既存の商店街を守るために大型店を抑制するというような商業調整を目的とはしておりません。また、このパブリックコメントを通じてすべての方々からの意見をお伺いしております。	1
29	広域調整については、何も考えていない市町村に限って、隣町に大型店が出るという話に「取りあえず反対」しがちである。その結果、隣接市町村間での「つぶし合い」になる。地方自治の主体は市町村であるから、最後は、「当該市町村が決める」と明記すべきだ。	周辺市町村のまちづくりに影響を及ぼすような施設の立地に関しては、事前に周辺市町村と十分な調整がなされるべきであり、県としては広域的な市町村相互の調整が円滑にいくよう支援してまいります。	1
30	結局これは、商工会議所や商店街の皆さんから要望されたから作った、言い換えれば「まちづくり」に名を借りて、実は大型店の新しい出店場所を如何に抑えるかについて、県が市町村に口出しをしている、というガイドラインである。もっと住民の目線で、県民の買物行動と心理を考えるべきだ。	本ガイドラインは人口減少・超高齢社会に備え、まちのあり方をコンパクトで機能の集中した持続可能性の高いものに変えていくよう、市町村の方々に検討を促すものです。	1
31	商店街が賑わいを失ったのは、郊外の大型店のせいではない。私達住民にとって不便になったからである。商店街は殆どシャッターが降りているし、車では行きづらいか、駐車づらい。我々にとって不便な場所を守るために、便利な施設ができなくする、これが政治なのか。	本ガイドラインは一定規模以上の影響の大きい大規模小売店舗等を郊外から市街地に誘導するものであり、既存の郊外の店舗を排除するわけでも、すべての新しい店舗の郊外立地を規制するわけでもありません。	1
32	「まちづくり」が、何故、大型店だけを規制する話になるのか。今はもう誰も行かなくなってしまった以前の市街地の賑わいを取り戻すために我々の税金を使うというならば、一番努力しなければならないのは、以前の市街地の店主たちのはずである。彼らにはなにも求めずに、住民が支持している大型店だけを規制するのは、本末転倒だ。	中心市街地の活性化を図るためには、商店街の方々の自助努力は当然の前提です。	1
33	大型店ができれば、皆が迷惑するような偏った書きぶりである。大型店は安全で、品揃えも揃っているし、トイレも綺麗だし、大都会に行かなければ買えない専門店ブランドも揃っているし、車で行けるし、夜遅くまでやっているし、すごく便利である。むしろ、商店主でありながら、店をあげない店主の方が、よほどの「社会悪」ではないか。	郊外の大型店を否定しているわけでも、なくそうしているわけでもありません。今後のまちづくりの方向として、これ以上の市街地の拡散を防ぐため、一定規模以上の広域的に影響の大きい大規模小売店舗等について郊外よりも市街地に立地を誘導するということです。	1
34	「まち」は色々であり、何故、県が一律に、規制をかけようとするのか。市町村の主体性を育てるべきだ。	本ガイドラインでは、立地を誘導すべき地域の設定や規制すべき準工業地域の範囲や規制の時期等もすべて市町村の判断に任せております。	1
35	このガイドラインは、土地の処分用途を制限する内容であり、これでは、土地の値段が下がる。変なガイドラインはやめてほしい。	土地の適正利用のためには、従来の用途を変更したり、制限を加えることは不可欠であり、個人の財産の評価に優先するものと考えております。	1
36	経済活動は原則的に自由であるべきであり、競争制限はよくない。郵便局のサービスも、クロネコヤマトの参入で、随分と良くなった。ましてや、後継者もない休みがちな商店街を守るために、大型店の新しい出店を抑える道具に使うのは間違っている。	出店できる土地の総量が減るだけのことであって、競争が自由であることに何ら変わりはありません。	1
37	今まで市町村や県や国が法律作りに頼ってきただけで、何もやってこなかった。だからこそ「まち」「まちづくり」という概念を明確に共有する事が大事であるが、そこが抜けている。	本ガイドラインにより、市町村においてこれからの都市機能の配置をどうするかという議論がなされることとなり、住民の方々との話し合いを通じて、まちづくりの意義・ビジョン等が共有されるものと考えております。	1
38	複数の市町村に影響を及ぼす大規模集客施設の出店に際しては、「大規模小売店舗立地法改正指針」の趣旨を充分踏まえ、関係市町村間における調整等、県の強力なリーダーシップを発揮されたい。	準工業地域への大規模集客施設の立地を原則抑制しようという市町村の要望に応じて、周辺市町村も参画する商業・まちづくり協議会を設置し、必要な指導・助言を行うなど、関係市町村間における調整等を積極的に実施します。	1

パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

2 適正立地に関すること

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
39	商店街がなくなれば、おいしい豆腐も食べられなくなる。町も暗くなる。夜歩けない。何でも資本主義を正しいとしてしまえば、車があって来れるうちはいいが杖をついて大型スーパーに買い物に行くことになる。これが安心で安全、快適か。大型スーパーも必要だが、どんどん作ってはきつとつまらない町になる。いろんな小さな店があり、楽しい町にしたい。政府が悪い。小学校の横がスーパーではおかしい！	<p>近く到来する人口減少・超高齢社会を展望するとき、高齢者を始めとして誰もが歩いて暮らすことのできるコンパクトなまちづくりは、極めて重要な課題であり、本ガイドラインは大規模小売店舗の適正立地などを始めとして、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり実現に向けて策定するものです。</p> <p>本ガイドラインによる大規模小売店舗の市街地誘導や地域貢献の促進を通じて、大規模小売店舗、商店街がそれぞれの個性を発揮し、地域住民を含めたよりよい共生関係を築きながら、より発展し、活性化していくことで、誰もが楽しく暮らせるまちを築いていきたいと考えています。</p>	1
40	過去にいろいろな条例、規制が出来ましたがすべてザル法と言える内容で大手企業(小売業)に有利に出ていきますので、早く制定していただくのは賛成だが内容を納得できるものにしてほしい。尚商店街も規制等に頼るのでなく各店の努力(専門化、地域の中心となる様な施設等)も必要と思う。		1
41	いくら立派な施設が出来ても車でしか行けない場所では高齢者や障害者には何の役にも立たない。歩いて暮らせる街づくりをもっと進めてほしい。		1
42	24時間開店しているスーパーがあると夜も車の「排気ガス」「音」「ゴミ」で大変困る。常識ある役所の方なら、又人間なら必要ない。(但し、駅のそばとか24時間お仕事の人のための店は別)		1
43	安全な物を販売しているか。大型スーパーではだまして販売をして、みつければ「ごめんなさい」それでも店はつぶれない。だまして売れば犯罪だ。		1
44	商店街がなくなれば歩道の街路灯などは無しで夜は真っ暗でひたくりの方にもってこいだ。大型スーパーは各道路を明るくしてくれるのか。		1
45	大局的に自然環境保護が大事であり、大型店は長時間、又24時間営業でCO2削減どころではない。万引きが多く警察官の出動回数も多く警察官の無駄使いだ。付近住民の安眠妨害になる(明る過ぎる。自動車の爆音、早朝からの搬入の雑音)。高齢者には遠くて不便だ。		1
46	行政は大型店の出店を規制し商店街内のシャッターの降りた店の活用出来る様に、商店街を援助し商店街が生き生きとした、街に発展するように一層の考慮をしてほしい。何でも揃っている大型店の一見便利であっても、高齢者、障害者には身近に出掛けることが出来ない店が多く、身近な商店街は必要不可欠だ。商店街が無くなることのないように、大型店を規制すると共に身近に行くことの出来る商店街を残してほしい。		1
47	今後さらに高齢化が進む状況で車でしか行けない場所に店舗を作るより、身近な歩いていける場所に買物ができる店舗を作ってほしい。		1
48	青少年犯罪につながり、交通渋滞となる大規模小売店舗は必要ない。必要ならば、生鮮を中心としたコンビニ、小スーパーで結構である。		1
49	大型店出店は環境を大きく変えるばかりか、周辺道路での交通渋滞が起きるほか、排気ガスなど健康の面など生活環境に悪いと思う。		1
50	準工業地域での大規模集客施設の建設は、消費の分散化がますます大きくなり商店街や個々の小売店から客足が遠のく事にも拍車をかけることになる。		1
51	昔からある商店街やその他身近なお店がつぶれて困る。少しの買い物にわざわざ大型店に行くのはめんどろ。		1
52	高齢になって行動の狭くなった人々にとって郊外の大きなショッピングセンターは便利な反面、遠い、大量の買い物、大きな消費等、活動的な若い人を対象とした発想に抵抗を感じる。街づくり三法の考え方はこの時代を反映しているのでドンドン押し勧めて頂ければ私たち高齢者には喜ばれることと思う。		1
53	大型店に、これ以上地域を荒らされたくない。		1
54	商店街は学校の学区やコミュニティと連携して夏祭りや盆踊りなど積極的に開催し、地域の住民のふれあいの場をできるだけ多く作ろうと活動している。歩いて買物が出来る街づくりをもっと進めて欲しい。		1
55	東京のように、大型店や巨大なアミューズメントは沢山あるが隣人の顔は知らない、一見華やかに見えるが、街の賑わいとは施設の大きさや数で決まるものではない。東京のような街づくりはしないほしい。		1
56	立派な施設が出来ても車でしか行けない場所では高齢者や障害者には何の役にも立たないので歩いて暮らせる所がよいと思う。		1
57	近くに大型スーパーが進出しお客様の流れ、車社会の発達により人の流れが変わり営業の変化が起きて将来性が無くなり次世代が継がないようになり一代で商売も終わりになった。	1	
58	立派な大規模集客施設が出来ても、車でしか行くことの出来ない場所では高齢者や障害者には何の役にも立たない。歩いて暮らせる街づくりをもっと進めて欲しい。毎日近所の方々と歩いて行って自宅の近くで買い物をする事が出来るとは安心して暮らせることなのです。	1	

パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

2 適正立地に関すること

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
59	大型店は出店して暫くすると不振になったらすぐ閉店するパターンが多く自己中心的な考え方のお店が殆どである。もっと行政がしっかりしていればこんなにひどくならなかったのと思うことも多々あり、今後はこの様なことを無くすためにも条件制定をお願いしたい。	具体的な立地規制のための条例制定や都市計画手続きは、本ガイドラインの趣旨に沿って、市町村において検討・実施されるものです。	1
60	これ以上大型店が出店すれば商店街はより以上衰退、後継者も育たない。一日も早く準工業地域への出店を規制する条例を制定して頂きたい。		1
61	大都会のように大型店やアニームズメントは沢山あるがご近所の方々の交流又は顔も知らないといった街の賑わいとは施設の大きさや数で決まるものではない。大都会のような街づくりはしないほしい。一日も早く準工業地域への出店を規制する条例を制定して頂きたい。		1
62	中心市街地の活性化を目的としている場合は、過去から現在に至る「まちの形成過程」を正確に捉えて都市機能の再配置に対応すべきである。	これまでの拡大成長を前提とするまちづくりのあり方を転換し、人口減少・超高齢社会等に対応したまちづくりを実現するために、本ガイドラインを策定したことから、都市機能の再配置に対応できると考えます。	1
63	中心市街地の活性化対策には、いたずらに市町村財政を投入すべきではない。	いたずらに市町村の財源を投入することがないように、本ガイドラインでは、既存ストックの有効活用の観点から、中心市街地等に大規模集客施設を誘導することとしております。	1
64	商業施設のみを規制すべきではない。	本ガイドラインでは、立地規制に関しては床面積が1万㎡を超える店舗やアミューズメント施設、飲食店等(大規模集客施設)を対象としており、今回の都市計画法改正の趣旨を踏まえ、広域的に都市構造に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の立地を規制・誘導すべきと考えます。	1
65	用途地域の見直し等については、国土交通省が定める「運用指針」及び「技術的助言」の内容に従って、適切な対応を採るべきである。	用途の見直し等については都市計画課が「大規模集客施設の立地に係る都市計画の決定又は変更に関するガイドライン」を策定中であり、そのガイドラインは、「都市計画運用指針」や「技術的助言」を参考に策定しております。 大規模集客施設の立地に係る都市計画については、そちらのガイドラインに基づいて適切に運用を図ってまいります。	1
66	「まちづくり」の議論では、わが国では、これまでも、大型店の出店をどう扱うか、旧市街地の補助をどうするかといった商業機能の提供者側の議論ばかりに終始してきており、「まち」の利用者である地域の住民の意向(民意)が無視され続けてきた。本ガイドラインは、民意に支持されなかった旧市街地の事業者や商店街の方々からの大規模集客施設に関する県への要望が、その背景にあることから容易に推測出来る通り、「住民の意思、利便性」という民意が欠落している上に、旧市街地の疲弊原因を、あたかも、地域住民に歓迎支持されている大規模集客施設の立地であるとしている点では「この本質」を見誤っていると看做されるべきではない。考え直すべきだ。	本ガイドラインは、将来の人口減少や急速な高齢化を踏まえ、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進のために、利便性や経済性をある程度犠牲にしても、郊外への機能の拡散を防止し、中心市街地への機能集中を図るものです。	9
67	旧市街地や既存商店街は、道も狭く、駐車場も少なく、使いづらいのが実態であり、利便性・安全性は、郊外の大規模小売店舗の方が遥かに高い。		9
68	「まち」は地域によって様々であり、県が一律に決めるべきではない。P5下段において、工場跡地を大規模小売店舗の立地が相応しくない場所として、その立地抑制が大きな鍵と記述しているが、今日まで、多くの工場跡地は、その大半が、商業・サービス系の所謂、大規模集客施設として生まれ変わってきており、改正都市計画法においてもこれらの土地の利用に当たっては、用途変更、又は、地区計画により開発可能という道が残されている。抑制するか否かの選択肢は双方向に開かれたものである以上、県が一方的に決め付けるべきではない。	本ガイドラインは大規模小売店舗の適正立地について市町村を誘導するものですが、具体的な規制の方法、範囲、時期については市町村の判断に任されており、市町村の自主性を十分に尊重しております。	9
69	改正都市計画法の参議院での付帯決議では、周辺市町村との協議と県知事による承認時には、大規模小売店舗の立地を求める当該自治体の意志の尊重が明示されている。周辺自治体の意見を過度に取り入れることは、お互いに反対をし合うことにより、結果として「自治体間の競争制限」を招きやすく、地元住民の競争による利益が損なわれることとなり、何らかの枠が必要である。	本ガイドラインにおいて、大規模集客施設の立地については、既存の店舗との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護の観点ではなく、都市構造に大きな影響を及ぼさない、都市機能の増進に貢献するという観点で判断することから、住民の利益が損なわれないと考えます。	9
70	旧市街地や既存商店街とその事業者には、これまでも我々の税金が多額に投入されているが、夜は早く閉店し土日も休みがちで業種も偏っており、トイレもベンチもカートもなく、その結果として地域住民の支持が得られずにいる彼らには、何を求めるのか。この点が本論の中心に据えられない限り、本案は廃止にすべきだ。	まちづくりは市町が住民のニーズや地域の特性を踏まえながら取り組むのが基本ですが、大規模商業施設の市街地からの撤退や郊外への立地がまちづくりに深刻な影響を与えていることや、大規模商業施設が地域密着型産業として地域貢献活動を主体的に実施することが期待されることから、当面新規の大規模商業施設を対象としております。	9

パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

2 適正立地に関すること

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
71	冒頭、あたかも大型小売店舗が「悪」のように負の側面ばかりを記述しているが、雇用、税収、景気浮揚の効果も高く、認識を改めるべきではないか。	大規模小売店舗の立地による税収や雇用などの地域経済の活性化に関する効果については、ガイドラインの目指す広域的な視点に立った適正な立地場所であるかどうかの議論とは別の観点から論じるべきものと考えております。将来の人口減少や急速な高齢化を踏まえ、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進のためには、経済効果や雇用、税収の増加に優先してでも、都市機能の郊外流出を防止する必要があるものと考えております。	9
72	大規模小売店舗が出店する際の負の側面を「懸念」とし、コンパクトシティの必要性を言っているが、大規模小売店舗の出店には、雇用、税収、景気浮揚の効果も高いことも、「期待」すべきである。こうした点に触れることなく一方的に「害の懸念」を打ち出すのは、特定結論への誘導とも受け取られる点で、如何なものか。		9
73	地方自治体の中には、既に郊外に新しい町ができている自治体も数多くある。こうした自治体では旧市街地や既存商店街のあった場所へと都市機能を戻すことの方が遥かに財政負担が大きくなる。一概に郊外を否定することは納得できない。	どの地域を中心市街地として都市機能の集中を図っていくのかは各市町村の判断であり、まちの歴史的成り立ちや都市機能の集約状況により選択されるべきものと考えております。既存の郊外の都市機能を無視し、いたずらに旧市街地に施設を誘導するという趣旨ではありません。	9

1325